



(有)ファクトリーゼロ

〒243-0417 神奈川県海老名市本郷 348-13

TEL : 046-238-9411 FAX : 046-238-9422

平成28年11月19日

外装基準（外部突起物規制）の改正と適用猶予の解除について

昨今、国土交通省より外装基準に関して外部突起物規制の強化を猶予され、弊社の製品『オーバースライダー』につきましても規制の範囲に入るという見解でしたが、平成28年10月7日付で国土交通省より発表された改正を基に、独立行政法人自動車技術総合機構関東検査部との精査を経て、『オーバースライダー』の**販売が従来通り問題なく行えるという結論に至りました。**

つきましては多くの御客様から御購入に当たり、外部突起物規制について御質問等を承り、御客様に対し明確な返答をすることができない状態でしたが、**今後は従来通りに販売することができるようになりました**ので、ここに御知らせ致します。

今後もマリンレジャーの発展を祈ると共に、御客様のマリンライフに寄り添えるよう尽力して参りますのでどうぞ末永く御愛顧下さいませ。

尚、『外装基準（外部突起物規制）の改正と適用猶予の解除』の詳細につきましては、国土交通省のホームページにおける項目の『報道・広報』と、リンク先のPDF『報道発表資料』『別紙』より確認ができます。

資料

➤ 『報道発表資料』 PDF

項目（6）外装基準の改正及び適用猶予の解除参照

<http://www.mlit.go.jp/common/001148213.pdf>

➤ 『別紙』 PDF

項目 2. 改正概要 I. 保安基準等の改正（6）外装基準の改正及び適用猶予の解除参照

<http://www.mlit.go.jp/common/001148214.pdf>

上記に重ね、弊社が独自に外部突起物規制に関して、独立行政法人自動車技術総合機構関東検査部より調査した結果（オーバースライダーと外部突起物規制の関係性）を以下に掲載させていただきますので、御参考下さい。

調査結果

➤外装基準（外部突起物規制）の改正は具体的に『2.5R要検をなくす』ということを指す。

➤カーキャリア及びオーバースライダーはこれまで通り、外装基準（外部突起物規制）『2.5R要検』を問わない。

➤外装基準（外部突起物規制）の適用は、自動車メーカー等が型式を取る際に適用され、その際には外部突起物規制（Φ100球体要検・2.5R要検等）が適用される。

協力：独立行政法人自動車技術総合機構 関東検査部